

2019年度

法テラス大阪法教育事業

大阪弁護士会アウトリーチ事業

日本司法支援センター
法テラス



大阪弁護士会

高齢消費者講座

費用不要

団体ご担当者様へ
ご案内

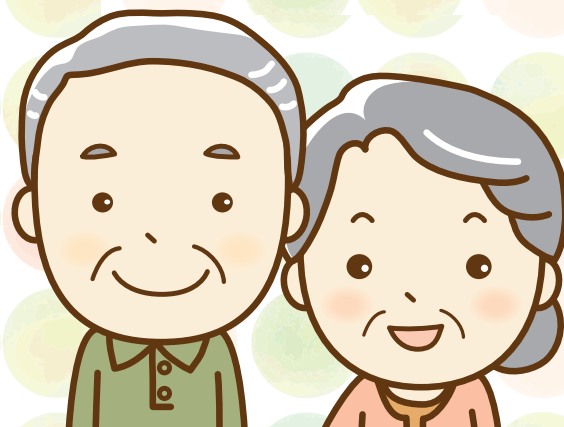


オレオレ詐欺

ワンクリック詐欺

訪問販売

送り付け商法



高齢者を悪質被害から守るために…私たちができること。



近年、高齢者の消費者被害が多発・深刻化しています。

被害の予防と早期救済のためには、高齢者自身や、高齢者の周りで見守りをされる方が、消費者被害についての知識と意識をもってくださいことが最も重要となります。

大阪弁護士会が取り組む「アウトリーチ事業」と、法テラス大阪事務所が取り組む「法教育事業」の共催によるプログラムとして、「高齢者の消費者被害に関する講座」をご用意いたしました。

お申込みいただければ、大阪弁護士会に所属する弁護士を講師として派遣するとともに、ご要望があれば『訪問販売お断りステッカー』の配布や、座談会及び無料法律相談会を実施いたします。

弁護士派遣にかかる費用は無料となりますので、奮ってご応募ください。

詳しくは裏面をご確認いただき、お申込みください。



「アウトリーチ事業」大阪弁護士会は「出かけていく弁護士・弁護士会」をテーマに、法的支援に結びつける事業を展開しています。

ご希望の団体様限定 大阪弁護士会訪問販売お断りステッカー配布可能

ステッカーの内容については当会のホームページ

<http://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/committee/room/syohisya/> をご参照ください。

大阪弁護士会では、従来から
講師派遣事業も実施しています。

詳しくは <http://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/haken/> をご参照ください。

高齢消費者講座ご案内

講座について

「高齢者に多い消費者被害とその対策」について、講座を行う弁護士を派遣します。

各地域で多い被害等があれば、その点を重点的に話すことも検討しますので、講師とご相談ください。なお、講師はご指名いただけません。

◎20名～50名程度の会合でお話しさせていただきたいと考えています。参加者は、高齢者でなくても、どなたでも結構です。

◎講座は1時間程度を予定しています。より短い時間でも実施可能ですので、詳しくは講師とご相談ください。

◎費用は発生しません。但し、会場や講座実施の案内は申込団体にてご手配ください。また、この無償派遣事業は、今年度限りの予定で、次年度以降は有償でご案内差し上げることがあります。

座談会・法律相談について

◎座談会や無料法律相談会は、参加者の人数や会場の状況によっては、実施できないこともあります。詳しくは講師とご相談ください。

◎無料法律相談会の実施にあたってはプライバシーの保護にご留意ください。

その他

◎講師派遣に対応する団体について

大阪府下の自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ等の高齢者団体等であれば種別は問いません。但し、営利を目的とされる団体への派遣は、本事業の対象として行っておりませんので、表面の講師派遣事業をご利用ください。

◎講師の拘束時間は、長くとも2時間以内とさせていただきます。

◎講座等終了後、アンケートの回答をお願いしています。

◎申込み多数の場合、派遣までに時間がかかることや派遣できないこともあり得ますので、その点ご了承ください。

高齢消費者講座 申込書

希望日時 (ご希望に沿えない可能性がありますので複数記載ください。また2020年3月末日までの日をご記載ください。)

第1希望	月	日	時～
第2希望	月	日	時～
第3希望	月	日	時～

講師派遣場所・派遣する会合の概要

概要

場所

最寄駅までのルート ※大阪駅、梅田駅、淀屋橋駅、北浜駅のいずれかを起点とする公共交通機関(鉄道、バス)を利用した交通ルートをご記入ください。

ステッカー配布希望枚数 枚

その他・希望内容など

団体名 ()

ご担当者 ()

ご連絡先 ()

申込期限 2020年2月14日(金)まで

問合せ先 大阪弁護士会人権課 消費者保護委員会 担当事務局
TEL 06-6364-1227

